

平成 27 年 度

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

平成27年度東京都一般会計

区	分	金額
1	歳入総額	6,913,752,477,581 ^円
2	歳出総額	6,787,124,763,107
3	歳入歳出差引額	126,627,714,474
4	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	33,087,722,000
	(3) 事故繰越し繰越額	1,659,593,000
	計	34,747,315,000
5	実質収支額	91,880,399,474
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
45,159,250,000円	- 34,747,315,000円	= 10,411,935,000円

平成27年度東京都特別区財政調整会計

区	分	金額
1	歳入総額	996,356,074,000 ^円
2	歳出総額	996,356,074,000
3	歳入歳出差引額	0
4	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5	実質収支額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

平成27年度東京都地方消費税清算会計

区	分	金	額
1	歳入総額		2,122,695,276,508 ^円
2	歳出総額		2,009,190,625,848
3	歳入歳出差引額		113,504,650,660
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		113,504,650,660
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成27年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		727,193,637 ^円
2	歳出総額		0
3	歳入歳出差引額		727,193,637
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		727,193,637
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成27年度東京都母子父子福祉貸付資金会計

区	分	金 額	
1	歳 入 総 額	4,745,605,485 <small>円</small>	
2	歳 出 総 額	3,227,901,022	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1,517,704,463	
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実 質 収 支 額	1,517,704,463	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成27年度東京都心身障害者扶養年金会計

区	分	金 額	
1	歳 入 総 額	5,424,348,685 <small>円</small>	
2	歳 出 総 額	5,424,338,685	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	10,000	
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実 質 収 支 額	10,000	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成27年度東京都中小企業設備導入等資金会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	3,892,802,257	円
2 歳 出 総 額	1,381,451,545	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	2,511,350,712	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	2,511,350,712	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成27年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	92,440,564	円
2 歳 出 総 額	44,100	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	92,396,464	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	92,396,464	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成27年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計

区	分	金	額
1	歳入総額		112,783,461 ^円
2	歳出総額		125,080
3	歳入歳出差引額		112,658,381
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		112,658,381
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成27年度東京都と場会計

区	分	金	額
1	歳入総額		5,804,145,665 ^円
2	歳出総額		5,804,145,665
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成27年度東京都都営住宅等事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		165,727,613,945 ^円
2	歳出総額		164,689,119,849
3	歳入歳出差引額		1,038,494,096
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	258,126,000
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	258,126,000
5	実質収支額		780,368,096
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
10,523,000,000円	-	258,126,000円
	=	10,264,874,000円

平成27年度東京都都営住宅等保証金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		10,967,830,223 ^円
2	歳出総額		4,015,639,103
3	歳入歳出差引額		6,952,191,120
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		6,952,191,120
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成27年度東京都都市開発資金会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	2,386,968,354	円
2 歳 出 総 額	2,386,968,354	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	0	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	0	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成27年度東京都用地会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	21,839,820,957	円
2 歳 出 総 額	14,275,336,286	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	7,564,484,671	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	1,900,000
	(3) 事故繰越し繰越額	17,842,000
	計	19,742,000
5 実 質 収 支 額	7,544,742,671	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
150,742,000円	- 19,742,000円	= 131,000,000円

平成27年度東京都公債費会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,583,478,417,200 ^円
2	歳出総額		1,583,478,417,200
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成27年度東京都臨海都市基盤整備事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		13,412,145,260 ^円
2	歳出総額		5,133,123,131
3	歳入歳出差引額		8,279,022,129
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	594,722,000
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	594,722,000
5	実質収支額		7,684,300,129
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
881,847,000円	594,722,000円	287,125,000円